

岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等並びに 困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画

関連事業一覧（施策の柱別）

柱	施策の方向	主な取組	事業名	関係課
I 暴力を許さない社会づくり				
(1) 暴力を許さない県民意識の醸成	①DV防止に向けた広報啓発の推進	リーフレット等の配布	男女共同参画推進課	
		「女性に対する暴力をなくす運動」における啓発活動	女性相談支援センター	
		DV防止等普及啓発事業	男女共同参画推進課	
	②家庭・地域・職場等における広報啓発の推進	リーフレット等の配布【再掲】	男女共同参画推進課	
		インターネット等の活用	男女共同参画推進課 女性相談支援センター	
		出前講座等の実施	男女共同参画推進課	
	(2) 若年者に向けた予防啓発・教育の推進	リーフレット等の配布【再掲】	男女共同参画推進課	
		インターネット等の活用【再掲】	男女共同参画推進課 女性相談支援センター	
		DV防止等普及啓発事業【再掲】	男女共同参画推進課	
		DV防止等普及啓発事業【再掲】	男女共同参画推進課	
		DV防止等普及啓発事業【再掲】	男女共同参画推進課	
		人権啓発フェスティバルの開催	人権施策推進課	
		生き合い講演会の開催	人権施策推進課	
		人権啓発出前講座の開催	人権施策推進課	
		生き合いセミナーの開催	人権施策推進課	
		人権教育推進事業費補助金	人権施策推進課	
(3) 加害者対策の推進	①加害者を生まないための広報啓発の推進	ポスター等の作成	男女共同参画推進課	
		警察による暴力の制止と被害者保護	人身安全対策課	
	②加害者更生のための情報収集	情報収集	男女共同参画推進課	
		情報交換の場の設定	男女共同参画推進課	

関連事業一覧（施策の柱別）

柱	施策の方向	主な取組	事業名	関係課
II 安心して相談できる体制づくり				
	(1) 相談体制の整備と強化	①相談窓口の周知	リーフレット等の配布【再掲】 「女性に対する暴力をなくす運動」における啓発活動【再掲】 DV防止等普及啓発事業【再掲】	男女共同参画推進課 女性相談支援センター 男女共同参画推進課
		②気軽に相談できる体制整備	メールやSNS、オンライン相談の実施	女性相談支援センター
		③男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等からの相談対応	男性専用窓口の設置 男女共同参画・女性の活躍支援センターにおける相談窓口の運営 LGBT相談対応者の資質向上 外国人からの相談対応 女性相談支援員等の専門研修会の実施 施設内の掲示方法の検討	男女共同参画推進課 女性相談支援センター 岐阜地域福祉事務所 県事務所 男女共同参画推進課 女性相談支援センター 女性相談支援センター 女性相談支援センター 女性相談支援センター
		④県における相談体制の強化	女性相談支援センターにおける相談体制の強化 医療的支援や法的支援への対応	女性相談支援センター 女性相談支援センター
		⑤市町村における相談体制の整備	市町村における相談体制の整備 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置	男女共同参画推進課 女性相談支援センター 岐阜地域福祉事務所 県事務所 市町村 男女共同参画推進課
		⑥民間団体を含む関係機関との連携	家庭における暴力防止等協議会の開催 配偶者暴力等防止地域協議会の開催	男女共同参画推進課 男女共同参画推進課 岐阜地域福祉事務所 県事務所
		⑦相談に至る仕組みづくり（アウトリーチ等）	女性のつながりサポート支援事業	男女共同参画推進課
	(2) 相談支援員の資質向上と二次被害の防止	①関係機関担当者の資質向上	女性相談支援員等の専門研修会の実施【再掲】	女性相談支援センター
		②二次被害防止のための研修の実施	DV被害者支援者の資質向上事業	男女共同参画推進課

関連事業一覧（施策の柱別）

柱	施策の方向	主な取組	事業名	関係課
Ⅲ 安全・安心が保障される保護				
(1) 通報への迅速・的確な対応	①警察を含む関係機関との連携強化	警察職員におけるDVについての理解促進 DV被害防止等に有効な物品の貸与 通訳や手話通訳等による情報手段の確保	人身安全対策課 人身安全対策課 女性相談支援センター	
	②通報・発見体制の充実	DV被害者等の緊急一時保護事業 民生委員・児童委員等福祉関係者への周知 DV相談対応マニュアルの整備 医療・介護・福祉関係者への周知	男女共同参画推進課 女性相談支援センター 女性相談支援センター 女性相談支援センター	
(2) 安全・安心の確保と保護体制の充実	①女性相談支援センターを中心とした関係機関との連携	DV相談対応マニュアルの整備【再掲】 個別ケース会議の支援	女性相談支援センター 女性相談支援センター	
	②一時保護体制の充実	DV被害者等の一時保護事業 女性自立支援施設への入所措置 民間シェルターの確保 一時避難措置における公費負担支援	女性相談支援センター 女性相談支援センター 男女共同参画推進課 人身安全対策課	
	③保護命令等への対応	保護命令制度の周知 被害者身辺の安全対策 加害者への指導・警告	女性相談支援センター 人身安全対策課 人身安全対策課	

関連事業一覧（施策の柱別）

柱	施策の方向	主な取組	事業名	関係課
IV 実効性のある自立支援				
(1) 生活再建に向けた支援	①自立のための心のケア	民間シェルターの確保【再掲】	男女共同参画推進課	
		自立のための同行支援	女性相談支援センター	
		家庭における暴力防止等協議会の開催【再掲】	男女共同参画推進課	
	③関係機関との連携による継続的な支援	女性自立支援施設退所者自立生活援助事業	男女共同参画推進課	
		妊娠婦等生活援助事業	子ども家庭課	
		社会的養護自立支援事業	子ども家庭課	
	④居住する場の確保	県営住宅の優先入居等	住宅課	
		民間賃貸住宅への入居支援(新たな住宅セーフティネット制度)	住宅課	
	⑤就労のための支援	生活困窮者自立相談支援窓口等との連携	女性相談支援センター	
	⑥ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	子ども家庭課	
		母子自立支援員	子ども家庭課	
		児童扶養手当制度	子ども家庭課	
		母子父子寡婦福祉資金貸付制度	子ども家庭課	
		母子家庭等自立支援給付金事業	子ども家庭課	
		ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	子ども家庭課	
	⑦施設機能の充実と整備	福祉医療費助成事業補助金(父母子家庭等医療費助成)	国民健康保険課	
		家庭における暴力防止等協議会の開催【再掲】	男女共同参画推進課	
		配偶者暴力等防止地域協議会の開催【再掲】	男女共同参画推進課 岐阜地域福祉事務所 県事務所	
		女性自立支援施設退所者自立生活援助事業【再掲】	男女共同参画推進課	
(2) 子どもの安全・安心を確保する支援	①子どもの心のケア	女性相談支援センターと子ども相談センターとの連携強化	男女共同参画推進課	
	②子どもの就学等への支援	就学支援と安全の確保	義務教育課	
	③子どもの安全を確保する支援体制の整備	学校や保育所等での対応マニュアルの作成	女性相談支援センター	

関連事業一覧（施策の柱別）

柱	施策の方向	主な取組	事業名	関係課
V 関係機関と連携した支援体制づくり				
	(1) 関係機関相互の連携促進	①県内ネットワークの強化	家庭における暴力防止等協議会の開催【再掲】 配偶者暴力等防止地域協議会の開催【再掲】	男女共同参画推進課 男女共同参画推進課 岐阜地域福祉事務所 県事務所
		②民間団体の活動支援及び連携	DV被害者支援者の資質向上事業【再掲】 民間シェルターの確保【再掲】 ぎふNPO・生涯学習プラザ事業運営	男女共同参画推進課 男女共同参画推進課 県民生活課
	(2) 市町村における支援の充実	①市町村「困難女性支援計画」等策定の促進	市町村「困難女性支援計画」等の策定	男女共同参画推進課 (市町村)
		②市町村「DV防止協議会」及び「支援調整会議」設置の促進	市町村「DV防止協議会」及び「支援調整会議」の設置	男女共同参画推進課 (市町村)
		③市町村「配偶者暴力相談支援センター」設置の促進	市町村における「配偶者暴力相談支援センター」の設置【再掲】	男女共同参画推進課
		④県における相談体制の強化【再掲】	女性相談支援センターにおける相談体制の強化【再掲】 医療的支援や法的支援への対応【再掲】	女性相談支援センター 女性相談支援センター
		⑤関係機関担当者の資質向上【再掲】	女性相談支援員等の専門研修会の実施【再掲】	女性相談支援センター
		⑥二次被害防止のための研修の実施【再掲】	DV被害者支援者の資質向上事業【再掲】	男女共同参画推進課
		⑦市町村「相談支援員」への研修実施	女性相談支援員等の専門研修会の実施【再掲】	女性相談支援センター
	(3) 良質な支援につなげるための苦情処理体制整備	①苦情処理体制づくり	男女共同参画に関する苦情処理制度の運用	男女共同参画推進課

関連事業の令和6年度実施実績及び令和7年度実施予定

施策の柱Ⅰ：暴力を許さない社会づくり

施策の方向：(1)暴力を許さない県民意識の醸成

主な取組	事業名	令和6年度実施実績	今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定	当初予算額 (千円)		担当課
					R6	R7	
①DV防止等に向けた広報啓発の推進							
リーフレット等の配布	DV防止啓発小冊子「ひとりで悩まないで」を県の主要施設窓口に配架するとともに、市町村、企業、大学、県民などに向けさまざまな機会を捉えて配布。	継続	DV防止啓発小冊子「ひとりで悩まないで」を県の主要施設窓口に配架するとともに、市町村、企業、大学、県民などに向けさまざまな機会を捉えて配布する。	—	—	男女共同参画推進課	
	データDVや性暴力の予防を目的とした若年層向けリーフレットを作成し、県内の大学生、高校生などに向けさまざまな機会を捉えて配布。	継続	データDVや性暴力の予防を目的とした若年層向けリーフレットを作成し、県内の大学生、高校生などに向けさまざまな機会を捉えて配布する。	—	—	男女共同参画推進課	
	特別支援学校(高等部)向けデータDV予防啓発チラシを配布。	継続	特別支援学校(高等部)向けデータDV予防啓発チラシを配布する。	—	—	男女共同参画推進課	
「女性に対する暴力をなくす運動」における啓発活動	フリーペーパーを利用した相談窓口の広報、関係機関(市町村、警察署、医療機関、高等学校等)への周知、啓発等を実施。 ・大型スーパー(街頭啓発)(令和6年11月20日) ・大型スーパー(啓発展示)(令和6年11月12日～令和6年11月15日) ・全市町村においても実施。	継続	フリーペーパーを利用した相談窓口の広報、関係機関(市町村、警察署、医療機関、高等学校等)への周知、啓発等を実施する。	—	—	女性相談支援センター	
DV防止等普及啓発事業	若年層へDVや性暴力に対する正しい知識を普及することにより、DV等発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題等の専門家を講師として派遣し、若年層に対するDV等予防啓発を実施。 ・実施学校数 10校 (中学4校、高校2校、特別支援学校1校、専門学校1校、大学2校) ・受講者数 1,030人	継続	若年層へDVや性暴力に対する正しい知識を普及することにより、DV等発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題等の専門家を講師として派遣し、若年層に対するDV等予防啓発を実施する。	650	650	男女共同参画推進課	
②家庭・地域・職場等における広報啓発の推進							
リーフレット等の配布【再掲】	DV防止啓発小冊子「ひとりで悩まないで」を県の主要施設窓口に配架するとともに、市町村、企業、大学、県民などに向けさまざまな機会を捉えて配布。	継続	DV防止啓発小冊子「ひとりで悩まないで」を県の主要施設窓口に配架するとともに、市町村、企業、大学、県民などに向けさまざまな機会を捉えて配布する。	—	—	男女共同参画推進課	
インターネット等の活用	関係機関や民間団体との連携を図りながら、若年者向けの広報資料の作成・配布や、インターネット・SNS等を活用した広報啓発を実施。	継続	関係機関や民間団体との連携を図りながら、若年者向けの広報資料の作成・配布や、インターネット・SNS等を活用した広報啓発を実施する。	—	—	男女共同参画推進課 女性相談支援センター	
出前講座等の実施	企業などの民間団体、地域の町内会や自治会などの各種団体、市町村などからの要請に応じて、男女共同参画及びDV防止等について出前講座を実施。	継続	企業などの民間団体、地域の町内会や自治会などの各種団体、市町村などからの要請に応じて、男女共同参画及びDV防止等について出前講座を実施する。	—	—	男女共同参画推進課	
	男性への啓発を効果的に行うため、企業などを対象とした研修の場を利用して広報啓発を実施。	継続	男性への啓発を効果的に行うため、企業などを対象とした研修の場を利用して広報啓発を実施する。	—	—	男女共同参画推進課	

施策の方向：(2)若年者に向けた予防啓発・教育の推進

主な取組	事業名	令和6年度実施実績	今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定	当初予算額 (千円)		担当課
					R6	R7	
①若年者向け広報啓発の推進							
リーフレット等の配布【再掲】	DV防止啓発小冊子「ひとりで悩まないで」を県の主要施設窓口に配架するとともに、市町村、企業、大学、県民などに向けさまざまな機会を捉えて配布。	継続	DV防止啓発小冊子「ひとりで悩まないで」を県の主要施設窓口に配架するとともに、市町村、企業、大学、県民などに向けさまざまな機会を捉えて配布する。	—	—	男女共同参画推進課	
	データDVや性暴力の予防を目的とした若年層向けリーフレットを作成し、県内の大学生、高校生などに向けさまざまな機会を捉えて配布。	継続	データDVや性暴力の予防を目的とした若年層向けリーフレットを作成し、県内の大学生、高校生などに向けさまざまな機会を捉えて配布する。	—	—	男女共同参画推進課	
	特別支援学校(高等部)向けデータDV予防啓発チラシを配布。	継続	特別支援学校(高等部)向けデータDV予防啓発チラシを配布する。	—	—	男女共同参画推進課	
インターネット等の活用【再掲】	関係機関や民間団体との連携を図りながら、若年者向けの広報資料の作成・配布や、インターネット・SNS等を活用した広報啓発を実施。	継続	関係機関や民間団体との連携を図りながら、若年者向けの広報資料の作成・配布や、インターネット・SNS等を活用した広報啓発を実施する。	—	—	男女共同参画推進課 女性相談支援センター	
DV防止等普及啓発事業【再掲】	若年層へDVや性暴力に対する正しい知識を普及することにより、DV等発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題等の専門家を講師として派遣し、若年層に対するDV等予防啓発を実施。 ・実施学校数 10校 (中学4校、高校2校、特別支援学校1校、専門学校1校、大学2校) ・受講者数 1,030人	継続	若年層へDVや性暴力に対する正しい知識を普及することにより、DV等発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題等の専門家を講師として派遣し、若年層に対するDV等予防啓発を実施する。	650	650	男女共同参画推進課	
②教育関係者への周知							
DV防止等普及啓発事業【再掲】	若年層へDVや性暴力に対する正しい知識を普及することにより、DV等発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題等の専門家を講師として派遣し、若年層に対するDV等予防啓発を実施。 ・実施学校数 10校 (中学4校、高校2校、特別支援学校1校、専門学校1校、大学2校) ・受講者数 1,030人	継続	若年層へDVや性暴力に対する正しい知識を普及することにより、DV等発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題等の専門家を講師として派遣し、若年層に対するDV等予防啓発を実施する。	650	650	男女共同参画推進課	

③人権教育の推進

DV防止等普及啓発事業【再掲】	若年層へDVや性暴力に対する正しい知識を普及することにより、DV等発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題等の専門家を講師として派遣し、若年層に対するDV等予防啓発を実施。 ・実施学校数 10校 (中学4校、高校2校、特別支援学校1校、専門学校1校、大学2校) ・受講者数 1,030人	継続	若年層へDVや性暴力に対する正しい知識を普及することにより、DV等発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題等の専門家を講師として派遣し、若年層に対するDV等予防啓発を実施する。	650	650	男女共同参画推進課
人権啓発フェスティバルの開催	人権啓発イベントの開催を通じ、人権尊重意識の高揚を図る。 (1) 人権啓発フェスティバルinぎふ ・令和6年12月7日 マーサ21で開催 参加者数約1,000人	継続	人権啓発イベントの開催を通じ、人権尊重意識の高揚を図る。 (1) 人権啓発フェスティバルinぎふ	1,977	2,010	人権施策推進課
	(2) 人権啓発展 市町村、人権擁護委員と連携し、県内各地で、人権について気づき、考えるきっかけとなるパネル等の展示を行う人権啓発展を開催。 ・県内5箇所で実施	継続	(2) 人権啓発展 市町村、人権擁護委員と連携し、県内各地で、人権について気づき、考えるきっかけとなるパネル等の展示を行う人権啓発展を開催する。	657	1,500	
	(3) 市町村地域人権啓発活動活性化事業【市町村事業】 各市町村で、人権講演会及び人権の花運動等を実施し、命の大切さ、仲間との助け合いの大切さ等人権を相互に尊重し合い、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指す取り組みを進める。	継続	(3) 市町村地域人権啓発活動活性化事業【市町村事業】 各市町村で、人権講演会及び人権の花運動等を実施し、命の大切さ、仲間との助け合いの大切さ等人権を相互に尊重し合い、一人ひとりの人権が尊重される社会を目指す取り組みを進める。	6,836	7,540	
生き合い講演会の開催	企業等において、管理職、人事担当者及び人権に携わる担当者を対象に、現在課題となっている人権問題等について理解を深めるため研修を実施。 ・令和6年6月5日 県庁ミナモホール 参加者数185人	継続	企業等において、管理職、人事担当者及び人権に携わる担当者を対象に、現在課題となっている人権問題等について理解を深めるため研修を実施する。	233	435	人権施策推進課
人権啓発出前講座の開催	職場、団体、グループなどで開催する人権に関する研修等において、岐阜県人権啓発指導員を無料で派遣し、人権啓発出前講座を実施。また、人権啓発ビデオ・DVD及び人権啓発パネルの貸し出しを行なう。 ・出前講座:実施回数87回 受講者数5,307人	継続	職場、団体、グループなどで開催する人権に関する研修等において、岐阜県人権啓発指導員を無料で派遣し、人権啓発出前講座を実施する。また、人権啓発ビデオ・DVD及び人権啓発パネルの貸し出しを行なう。	935	998	人権施策推進課
生き合いセミナーの開催	主に県内の教職員を対象に学校現場で生かせるLGBTsの子どもたちへの対応方法等について専門家の視点から解説するオンラインセミナーを開催。 ・令和6年7月25日 オンライン開催 参加者数122人	継続	主に県内の教職員を対象に学校現場で生かせるLGBTsの子どもたちへの対応方法等について専門家の視点から解説するオンラインセミナーを開催する。	266	307	人権施策推進課
人権教育推進事業費補助金	人権教育の推進のため、市町村や学校における推進体制や研究体制の整備に要する経費を補助。18市町で実施 補助率:1/2以内 補助上限:500千円 補助対象経費 ・人権教育・啓発に関する施策の策定業務 ・講演会・シンポジウム・学習会 ・地域住民の参加・交流を促進する事業等	継続	人権教育の推進のため、市町村や学校における推進体制や研究体制の整備に要する経費を補助する。 補助率:1/2以内 補助上限:500千円 補助対象経費 ・人権教育・啓発に関する施策の策定業務 ・講演会・シンポジウム・学習会 ・地域住民の参加・交流を促進する事業等	4,800	4,800	人権施策推進課
人権教育対策活動	・岐阜県人権教育協議会の開催 年6回 (全体会2回、小委員会2回、研究委員会2回) ・人権教育指導資料の作成・配布 ・人権教育研修会の実施	継続	・岐阜県人権教育協議会の開催 年6回 (全体会2回、小委員会2回、研究委員会2回) ・人権教育指導資料の作成・配布 ・人権教育研修会の実施	1,848	1,848	義務教育課 高校教育課
教員研修の推進	・人権教育講座として、「認識力・自己啓発力・行動力」の育成を図る教育についての研修を実施。 ・初任者、6年目、中堅教諭(12年目)等を対象とした経年研修、常勤講師研修、管理職等の職務に応じた研修において、人権教育に関する研修を実施。 ・重点講話として様々な人権課題について学び、「認識力・自己啓発力・行動力」育成の意義について考える研修を実施。 ・スクールリーダー・アラカルト研修「危機管理・わいせつ対応」において、わいせつ行為やセクシャルハラスメント防止のため、環境の改善やストレスの解消などの対応について研修を実施。	継続	・人権教育講座として、「認識力・自己啓発力・行動力」の育成を図る教育についての研修を実施する。 ・初任者、6年目、中堅教諭(12年目)等を対象とした経年研修、常勤講師研修、管理職等の職務に応じた研修において、人権教育に関する研修を実施する。 ・重点講話として様々な人権課題について学び、「認識力・自己啓発力・行動力」育成の意義について考える研修を実施する。 ・スクールリーダー・アラカルト研修「危機管理・わいせつ対応」において、わいせつ行為やセクシャルハラスメント防止のため、環境の改善やストレスの解消などの対応について研修を実施する。	11,791 (研修事業費の一部)	11,991 (研修事業費の一部)	教育研修課
情報モラル教育の推進	・インターネットやSNSのもつ利便性や危険性について、子どもたちを啓発する学習型リーフレットを作成し、各校において活用を促す。 ・県内の小・中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校の児童生徒に啓発リーフレットをHPに掲載するとともに電子データで配布。	継続	・インターネットやSNSのもつ利便性や危険性について、子どもたちを啓発する学習型リーフレットを作成し、各校において活用を促す。 ・県内の小・中学校、義務教育学校、高校、特別支援学校の児童生徒に啓発リーフレットをHPに掲載するとともに電子データで配布する。	—	—	学校安全課

施策の方向:(3)加害者対策の推進

主な取組	事業名	令和6年度実施実績	今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定		担当課
				R6	R7	

①加害者を生まないための広報啓発の推進

ポスター等の作成	加害者が「自分の行為がDVである」と自覚できるよう、加害者を生まないためのポスター等を配布。	継続	加害者が「自分の行為がDVである」と自覚できるよう、加害者を生まないためのポスター等を配布する。	—	—	男女共同参画推進課
警察による暴力の制止と被害者保護	・相談及び届出からの迅速な対応による積極的な事件化と危険性の判断による被害者保護の徹底。 ・各種警察活動を通じ、加害者及び関係者等への意識付けを実施。	継続	・相談及び届出からの迅速な対応による積極的な事件化と危険性の判断による被害者保護の徹底する。 ・各種警察活動を通じ、加害者及び関係者等への意識付けを図る。	—	—	人身安全対策課

②加害者更生のための情報収集

情報収集	加害者更生ための国の調査研究や、他都道府県や民間団体等による取組について情報収集を行い、今後の対策について検討。	継続	加害者更生ための国の調査研究や、他都道府県や民間団体等による取組について情報収集を行い、今後の対策について検討する。	—	—	男女共同参画推進課
情報交換の場の設定	DV被害者支援等の関係者が加害者対策のための情報交換をする場を設定。	継続	DV被害者支援等の関係者が加害者対策のための情報交換をする場を設定する。	—	—	男女共同参画推進課

施策の柱Ⅱ：安心して相談できる体制づくり

施策の方向：(1)相談体制の整備と強化

主な取組	事業名	令和6年度実施実績	今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定	当初予算額 (千円)		担当課
					R6	R7	
①相談窓口の周知							
リーフレット等の配布【再掲】	DV防止啓発小冊子「ひとりで悩まないで」を県の主要施設窓口に配架とともに、市町村、企業、大学、県民などに向けさまざまな機会を捉えて配布。	継続	DV防止啓発小冊子「ひとりで悩まないで」を県の主要施設窓口に配架するとともに、市町村、企業、大学、県民などに向けさまざまな機会を捉えて配布する。	—	—	男女共同参画推進課	
	データDVや性暴力の予防を目的とした若年層向けリーフレットを作成し、県内の大学生、高校生などに向けさまざまな機会を捉えて配布。	継続	データDVや性暴力の予防を目的とした若年層向けリーフレットを作成し、県内の大学生、高校生などに向けさまざまな機会を捉えて配布する。	—	—	男女共同参画推進課	
	特別支援学校(高等部)向けデータDV予防啓発チラシを配布。	継続	特別支援学校(高等部)向けデータDV予防啓発チラシを配布する。	—	—	男女共同参画推進課	
「女性に対する暴力をなくす運動」における啓発活動【再掲】	フリーペーパーを利用した相談窓口の広報、関係機関(市町村、警察署、医療機関、高等学校等)への周知、啓発等を実施。 ・大型スーパー(街頭啓発)(令和6年11月20日) ・大型スーパー(啓発展示)(令和6年11月12日～令和6年11月15日) ・全市町村においても実施。	継続	フリーペーパーを利用した相談窓口の広報、関係機関(市町村、警察署、医療機関、高等学校等)への周知、啓発等を実施する。	—	—	女性相談支援センター	
DV防止等普及啓発事業【再掲】	若年層へDVや性暴力に対する正しい知識を普及することにより、DV等発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題等の専門家を講師として派遣し、若年層に対するDV等予防啓発を実施。 ・実施学校数 10校 (中学4校、高校2校、特別支援学校1校、専門学校1校、大学2校) ・受講者数 1,030人	継続	若年層へDVや性暴力に対する正しい知識を普及することにより、DV等発生の未然防止を図るため、県内の中学校、高校等へDV問題等の専門家を講師として派遣し、若年層に対するDV等予防啓発を実施する。	650	650	男女共同参画推進課	
②気軽に相談できる体制整備							
メールやSNS、オンライン相談の実施	相談しやすい環境を整備するため、メール相談を実施。 ・メール相談:27件(令和6年11月1日～)	継続	相談しやすい環境を整備するため、メールやSNS、オンライン相談を実施する。	—	—	女性相談支援センター	
③男性、性的少数者、障がい者、高齢者、外国人等からの相談対応							
男性専用窓口の設置	配偶者暴力相談支援センター等において、性別不問で相談に対応。男性相談員の対応を希望する相談者には、男女共同参画・女性の活躍支援センターの男性専門電話相談を紹介。 ・DV被害者からの相談件数 2,601件 うち男性被害者からの相談件数 69件(2.7%) ・男女共同参画・女性の活躍支援センターにおける相談体制 一般電話相談 月～木、第1・3土曜日 9:00～17:00 男性専門相談 第2・4金曜日、17:00～20:00	継続	配偶者暴力相談支援センター等において、性別不問で相談に対応。男性相談員の対応を希望する相談者には、男女共同参画・女性の活躍支援センターの男性専門電話相談を紹介する。 ・男女共同参画・女性の活躍支援センターにおける相談体制 一般電話相談 月～木、第1・3土曜日 9:00～17:00 男性専門相談 第2・4金曜日、17:00～20:00	—	—	男女共同参画推進課 女性相談支援センター 岐阜地域福祉事務所 県事務所	
男女共同参画・女性の活躍支援センターにおける相談窓口の運営	男女共同参画・女性の活躍支援センターに電話相談窓口を設置し、男女共同参画の視点を持って相談者の悩みを傾聴し、深刻なケースや専門的なアドバイスが必要なケースに対しては、専門面接相談(法律・こころ)や、より適切な機関(女性相談支援センター、県事務所福祉課等)への相談等を実施。	継続	男女共同参画・女性の活躍支援センターに電話相談窓口を設置し、男女共同参画の視点を持って相談者の悩みを傾聴し、深刻なケースや専門的なアドバイスが必要なケースに対しては、専門面接相談(法律・こころ)や、より適切な機関(女性相談支援センター、県事務所福祉課等)への相談等を促す。	10,979	11,179	男女共同参画推進課	
LGBT相談対応者の資質向上	性別や性的志向、性自認、性同一性障害等にまつわる様々な悩みを受け付けるとともに、性的少数者からの相談対応ができるよう、研修の受講などにより相談員の資質を向上。 ・令和6年7月25日 生き合いセミナー受講	継続	性別や性的志向、性自認、性同一性障害等にまつわる様々な悩みを受け付けるとともに、性的少数者からの相談対応ができるよう、研修を受講するなど資質向上を図る。	—	—	女性相談支援センター	
外国人からの相談対応	岐阜県在住外国人相談センターへ出向き、外国語に対応した面接相談を行う。 ・令和6年度 対応実績なし	継続	通訳が必要な外国人被害者のために、AI翻訳機や3者通話などを利用して外国語での対応を行う。	—	—	女性相談支援センター	
女性相談支援員等の専門研修会の実施	○女性支援担当者研修(令和6年5月22日) 県・市町村の福祉担当職員に対する女性自立支援業務、DV支援制度、保護命令制度に関する担当者研修会を実施。 ○DV被害者等女性支援担当者研修会(令和6年6月19日) 県・市町村福祉担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体に対し、DV被害者等女性支援に関する研修会を実施。 ○DV被害者等女性支援担当者専門研修会(令和6年12月3日) 県・市町村の福祉担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体等に対し、DV被害者等女性支援に関する専門研修会を実施。 ○スーパービジョン研修(令和6年7月23日、10月18日) 配偶者暴力相談支援センター及び市の職員向けに、スーパービジョンや事例検討などの研修会を実施。	継続	○女性支援担当者研修 県・市町村の福祉担当職員に対する女性自立支援業務、DV支援制度、保護命令制度に関する担当者研修会を実施する。 ○DV被害者等女性支援担当者研修会 県・市町村の福祉担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体に対し、DV被害者等女性支援に関する研修会を実施する。 ○DV被害者等女性支援担当者専門研修会 県・市町村の福祉担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体等に対し、DV被害者等女性支援に関する専門研修会を実施する。 ○スーパービジョン研修 配偶者暴力相談支援センター及び市の職員向けに、スーパービジョンや事例検討などの研修会を実施する。	2,516 (内数)	2,805 (内数)	女性相談支援センター	
施設内の掲示方法の検討	—	新規	施設利用者(外国人、子ども、障がい者等)への配慮として掲示方法について、課題を把握する。	—	—	女性相談支援センター	
④県における相談体制の強化							
女性相談支援センターにおける相談体制の強化	女性相談支援員の資質向上のための研修制度等を充実させるとともに、職員及び女性相談支援員を必要に応じて増員。 また、各圏域の配偶者暴力相談支援センターへの助言を行う人員を配置。	継続	女性相談支援員の資質向上のための研修制度等を充実させるとともに、職員及び女性相談支援員を必要に応じて増員する。 また、各圏域の配偶者暴力相談支援センターへの助言を行う人員を配置する。	—	22,463	女性相談支援センター	

医療的支援や法的支援への対応	専門性が要求される相談については、医療機関への受診を促したり弁護士などの専門家による相談対応を実施。	継続	専門性が要求される相談については、医療機関への受診を促したり弁護士などの専門家による相談対応を実施する。	-	-	女性相談支援センター
----------------	--	----	--	---	---	------------

⑤市町村における相談体制の整備

市町村における相談体制の整備	各圏域の配偶者暴力相談支援センターを地域における相談支援窓口の中核と位置付け、管内市町村に対する助言や情報提供を実施。	継続	各圏域の配偶者暴力相談支援センターを地域における相談支援窓口の中核と位置付け、管内市町村に対する助言や情報提供を行う。	-	-	男女共同参画推進課 女性相談支援センター 岐阜地域福祉事務所 県事務所 市町村
市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置	市町村への配偶者暴力相談支援センター設置の働きかけやノウハウの提供など設置に向けた支援を実施。	継続	市町村において配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかけていくとともに、ノウハウを提供するなど設置に向けた支援を行っていく。	-	-	男女共同参画推進課

⑥民間団体を含む関係機関との連携

家庭における暴力防止等協議会の開催	家庭における暴力の未然防止及び被害者保護のための体制の整備等について関係機関による協議を実施。 ・家庭における暴力防止等協議会 令和7年3月18日(要保護児童専門部会、配偶者暴力等防止専門部会)	継続	家庭における暴力の未然防止及び被害者保護のための体制の整備等について関係機関による協議を行う。	931	965	男女共同参画推進課
配偶者暴力等防止地域協議会の開催	各県事務所、岐阜地域福祉事務所が中心となり、市町村を含む関係機関との連携を図るため、県内各圏域において配偶者暴力等防止地域協議会を開催。 (開催期日) ・岐阜圏域 令和6年9月5日 ・西濃圏域 開催なし ・中濃圏域 令和6年10月30日 ・東濃圏域 令和6年6月4日 ・飛騨圏域 令和6年6月10日	継続	各県事務所、岐阜地域福祉事務所が中心となり、市町村を含む関係機関との連携を図るため、県内5圏域において配偶者暴力等防止地域協議会を開催する。	-	-	男女共同参画推進課 岐阜地域福祉事務所 県事務所

⑦相談に至る仕組みづくり(アウトリーチ等)

女性のつながりサポート支援事業	さまざまな不安を抱える女性が孤独・孤立に陥らないよう、訪問支援や居場所づくりなど、必要な支援を実施。	継続	さまざまな不安を抱える女性が孤独・孤立に陥らないよう、訪問支援や居場所づくりを行い、必要な支援につなげる。	15,000	15,000	男女共同参画推進課
-----------------	--	----	---	--------	--------	-----------

施策の方向:(2)相談支援員の資質向上と二次被害の防止

主な取組	事業名	令和6年度実施実績	今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定		担当課
				当初予算額 (千円)	R6	
					R7	

①関係機関担当者の資質向上

女性相談支援員等の専門研修会の実施【再掲】	○女性支援担当者研修(令和6年5月22日) 県・市町村の福祉担当職員に対する女性自立支援業務、DV支援制度、保護命令制度に関する担当者研修会を実施。 ○DV被害者等女性支援担当者研修会(令和6年6月19日) 県・市町村福祉課担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体に対し、DV被害者等女性支援に関する研修会を実施。 ○DV被害者等女性支援担当者専門研修会(令和6年12月3日) 県・市町村の福祉担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体等に対し、DV被害者等女性支援に関する専門研修会を実施。 ○スーパービジョン研修(令和6年7月23日、10月18日) 配偶者暴力相談支援センター及び市の職員向けに、スーパービジョンや事例検討などの研修会を実施。	継続	○女性支援担当者研修 県・市町村の福祉担当職員に対する女性自立支援業務、DV支援制度、保護命令制度に関する担当者研修会を実施する。 ○DV被害者等女性支援担当者研修会 県・市町村福祉課担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体に対し、DV被害者等女性支援に関する研修会を実施する。 ○DV被害者等女性支援担当者専門研修会 県・市町村の福祉担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体等に対し、DV被害者等女性支援に関する専門研修会を実施する。 ○スーパービジョン研修 配偶者暴力相談支援センター及び市の職員向けに、スーパービジョンや事例検討などの研修会を実施する。	2,516 (内数)	2,805 (内数)	女性相談支援センター
-----------------------	---	----	--	---------------	---------------	------------

②二次被害防止のための研修の実施

DV被害者支援者の資質向上事業	DV被害者支援者の資質向上を目的に、DV被害者支援に関する研修を実施する支援団体を支援。また、他団体が開催する研修等に参加する場合に要する経費を助成。 ・補助率:1/2以内 ・令和6年度交付実績:1団体	継続	DV被害者等の保護・支援体制の充実及びDV被害者等の早期自立を図るため、民間の支援団体が行う事業に要する経費を助成する補助金の一部として、DV被害者支援にかかる新たな取組実施に向けた研修及び新たな取組実施に向けた外部研修参加にかかる経費を助成する。 ・補助率:1/2以内	270	1,778 (他補助金と統合)	男女共同参画推進課
-----------------	---	----	--	-----	--------------------	-----------

施策の柱Ⅲ:安全・安心が保障される保護

施策の方向:(1)通報への迅速・的確な対応

主な取組		今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定	当初予算額 (千円)		担当課
事業名	令和6年度実施実績			R6	R7	
①警察を含む関係機関との連携強化						
警察職員におけるDVについての理解促進	・各種会議・教養等研修時において、相談及び届出時における被害者の立場に立った適切な対応等、警察職員への理解を促進。 ・県下全署に対する業務指導及び教養資料による担当者等への周知徹底。	継続	・各種会議・教養等研修時において、相談及び届出時における被害者の立場に立った適切な対応等、警察職員への理解促進を図る。 ・県下全署に対する業務指導及び教養資料により担当者等への周知徹底を図る。	—	—	人身安全対策課
DV被害防止等に有効な物品の貸与	警察本部と警察署が連携し、配偶者暴力事案における被害防止に有効な資機材等の貸与を実施し、安全を確保。 ・配偶者暴力相談への対応(認知件数)1,125件 ・加害者指導536件	継続	警察本部と警察署が連携し、配偶者暴力事案における被害防止に有効な資機材等の貸与を実施し、安全確保を図る。	2,012	2,014	人身安全対策課
通訳や手話通訳等による情報手段の確保	通訳が必要な外国人被害者のために、AI翻訳機や3者通話などを活用。 ・3者通訳使用実績3件	継続	通訳が必要な外国人被害者のために、AI翻訳機や3者通話などを活用して情報手段を確保する。	—	868 (内数)	女性相談支援センター

②通報・発見体制の充実

DV被害者等の緊急一時保護事業	遠隔、深夜等の理由で、女性相談支援センターの一時保護等への移送が適当でない被害者を早期に救済するため、各圏域毎に一定の基準を満たす民間福祉施設に緊急一時保護を委託。 ・緊急一時保護施設:16施設 うち7施設で、男性の受け入れが可能 ・緊急一時保護件数 22件 うちDV件数 9件	継続	遠隔、深夜等の理由で、女性相談支援センターの一時保護等への移送が適当でない被害者を早期に救済するため、各圏域毎に一定の基準を満たす民間福祉施設に緊急一時保護を委託する。	2,040	1,350	男女共同参画推進課 女性相談支援センター
民生委員・児童委員等福祉関係者への周知	民生委員・児童委員研修会等で、DVについて周知。 ・民生・児童委員協議会での実施:1件 ・受講者数:124人	継続	民生委員・児童委員研修会等で、DVについて周知を図る。	650	650	男女共同参画推進課
DV相談対応マニュアルの整備	関係機関における迅速な対応と連携を図るため、必要に応じてDV相談対応マニュアルを改訂。 最新の改訂(令和7年2月)	継続	関係機関における迅速な対応と連携を図るため、DV相談対応マニュアルの改訂に向けた準備を進める。	—	—	女性相談支援センター
医療・介護・福祉関係者への周知	医療関係者による通報・被害者に対する情報提供等が積極的に行われるよう、医療機関向けDV対応マニュアルを必要に応じ改定し、被害者の早期発見・保護を促進。	継続	医療関係者による通報・被害者に対する情報提供等が積極的に行われるよう、医療機関向けDV対応マニュアルを必要に応じ配布し、被害者の早期発見・保護の促進を図る。	—	—	女性相談支援センター
	被害者を発見しやすい立場にある福祉関係者が集まる要対協等に出席し、DVに関する正しい知識や対応方法を周知するとともに、被害者の早期発見・保護の促進を図るためにリーフレット等を配布。	継続	被害者を発見しやすい立場にある福祉関係者が集まる要対協等に出席し、DVに関する正しい知識や対応方法を周知するとともに、被害者の早期発見・保護の促進を図るためにリーフレット等を、配布する。	—	—	女性相談支援センター

施策の方向:(2)安全・安心の確保と保護体制の充実

主な取組		今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定	当初予算額 (千円)		担当課
事業名	令和6年度実施実績			R6	R7	
①女性相談支援センターを中心とした関係機関との連携						
DV相談対応マニュアルの整備【再掲】	関係機関における迅速な対応と連携を図るため、必要に応じてDV相談対応マニュアルを改訂。 最新の改訂(令和7年2月)	継続	関係機関における迅速な対応と連携を図るため、DV相談対応マニュアルの改訂に向けた準備を進める。	—	—	女性相談支援センター
個別ケース会議の支援	県事務所及び岐阜地域福祉事務所、市町村が開催する個別ケース会議において助言をするなど、必要なサポートを実施。	継続	県事務所及び岐阜地域福祉事務所、市町村が開催する個別ケース会議において助言をするなど、必要なサポートを実施する。	—	—	女性相談支援センター
②一時保護体制の充実						
DV被害者等の一時保護事業	DV被害者等、保護が必要な女性について、一時保護施設(委託施設を含む)において短期間の保護を実施。 ・女性相談支援センター一時保護件数:60件 うちDV件数28件 ・委託一時保護件数:7件 うちDV件数4件	継続	DV被害者等、保護が必要な女性について、一時保護施設(委託施設を含む)において短期間の保護を行う。	44,483	45,432	女性相談支援センター
女性自立支援施設への入所措置	女性相談支援センターで相談に応じた人の中で、困難な問題を抱える女性に対し入所保護を実施。	継続	女性相談支援センターで相談に応じた人の中で、困難な問題を抱える女性を入所保護する。	62,944	63,737	女性相談支援センター
民間シェルターの確保	民間支援団体が行うシェルターの確保や運営、自立支援事業(電話相談、同行支援等)、サポートグループの運営に要する経費を補助。 ・補助率:3/4以内、補助上限額:587千円又は921千円 ・令和6年度交付実績:2団体	継続	DV被害者等の保護・支援体制の充実及びDV被害者等の早期自立を図るため、民間の支援団体が行う事業に要する経費を助成する補助金の一部として、民間支援団体が行うシェルターの確保や運営、自立支援事業(電話相談、同行支援等)、サポートグループの運営に要する経費について補助する。 ・補助率:3/4以内又は1/2以内、補助上限額:587千円又は921千円	1,508	1,778 (他補助金と統合)	男女共同参画推進課
一時避難措置における公費負担支援	被害未然防止・拡大防止を図るため、危険性・切迫性が高い事案のDV被害者等に対し、ホテル等への一時避難措置に伴う費用を公費で負担。	継続	被害未然防止・拡大防止を図るため、危険性・切迫性が高い事案のDV被害者等に対し、ホテル等への一時避難措置に伴う費用を公費負担する。	1,131	1,131	人身安全対策課

③保護命令等への対応						
保護命令制度の周知	県・市町村の福祉担当職員に対する女性自立支援業務、DV支援制度、保護命令制度に関する担当者研修(女性自立支援事業担当者研修)を実施。	継続	県・市町村の福祉担当職員に対する女性自立支援業務、DV支援制度、保護命令制度に関する担当者研修(女性自立支援事業担当者研修)を実施する。	2,516 (内数)	2,805 (内数)	女性相談支援センター
被害者身辺の安全対策	DV被害者及び関係者の意思に基づいた保護対策を行い、危険性や切迫性を判断して一時避難等の措置を実施。	継続	DV被害者及び関係者の意思に基づいた保護対策を行い、危険性や切迫性を判断して一時避難等の措置を図る。	—	—	人身安全対策課
加害者への指導・警告	事案認知時、事件化措置後、保護命令発令後等において、担当者がDV加害者と面接し、再犯防止指導や、保護命令を遵守するよう指導、警告を実施。	継続	事案認知時、事件化措置後、保護命令発令後等において、担当者がDV加害者と面接し、再犯防止指導や、保護命令を遵守するよう指導、警告を実施する。	—	—	人身安全対策課

施策の柱IV:実効性のある自立支援

施策の方向:(1)生活再建に向けた支援

主な取組	事業名	令和6年度実施実績	今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定	当初予算額 (千円)		担当課
					R6	R7	
①自立のための心のケア							
民間シェルターの確保【再掲】	民間支援団体が行うシェルターの確保や運営、自立支援事業(電話相談、同行支援等)、サポートグループの運営に要する経費を補助。 ・補助率:3/4以内、補助上限額:587千円又は921千円 ・令和6年度交付実績:2団体		継続	DV被害者等の保護・支援体制の充実及びDV被害者等の早期自立を図るため、民間の支援団体が行う事業に要する経費を助成する補助金の一部として、民間支援団体が行うシェルターの確保や運営、自立支援事業(電話相談、同行支援等)、サポートグループの運営に要する経費について補助する。 ・補助率:3/4以内又は1/2以内、補助上限額:587千円又は921千円	1,508	1,778 (他補助金と統合)	男女共同参画推進課
②自立のための同行支援							
自立のための同行支援	被害者が、裁判所等関係機関において手続きを行う際に、配偶者暴力相談支援センター、民間団体、関係機関施設の職員等が同行し、支援対象者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、支援対象者の置かれた状況等について補足して説明を行うなど手続きが円滑に進むように支援。		継続	被害者が、裁判所等関係機関において手続きを行う際に、配偶者暴力相談支援センター、民間団体、関係機関施設の職員等が同行し、支援対象者の安全に配慮するとともに、必要に応じ、支援対象者の置かれた状況等について補足して説明を行うなど手続きが円滑に進むよう支援を行う。	—	—	女性相談支援センター
③関係機関との連携による継続的な支援							
家庭における暴力防止等協議会の開催【再掲】	家庭における暴力の未然防止及び被害者保護のための体制の整備等について関係機関による協議を実施。 ・家庭における暴力防止等協議会 令和7年3月18日(要保護児童専門部会、配偶者暴力等防止専門部会)		継続	家庭における暴力の未然防止及び被害者保護のための体制の整備等について関係機関による協議を行う。	931	965	男女共同参画推進課
女性自立支援施設退所者自立生活援助事業	女性自立支援施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送れるようにするため、自立生活のための相談、指導等の援助を実施。 ・令和6年度援助実施対象:6人		継続	女性自立支援施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送れるようにするため、自立生活のための相談、指導等の援助を実施する。	929	976	男女共同参画推進課
妊娠婦等生活援助事業	家庭生活に困難を抱える特定妊娠や出産後の母子等に対する支援の強化を図ることを目的とし、妊娠葛藤や養育などの相談支援をはじめ、一時的な居場所や食事の提供等の生活支援(宿泊支援含む)など、包括的な自立支援を実施。		新規	家庭生活に困難を抱える特定妊娠や出産後の母子等に対する支援の強化を図ることを目的とし、妊娠葛藤や養育などの相談支援をはじめ、一時的な居場所や食事の提供等の生活支援(宿泊支援含む)など、包括的な自立支援を行う。	—	39,998	子ども家庭課
社会的養護自立支援事業	自立後困難に陥りやすい児童福祉施設退所者等を支援するため、自立支援拠点を設けるとともに、当事者交流支援及び生活相談支援等を実施。		継続	自立後困難に陥りやすい児童福祉施設退所者等を支援するため、自立支援拠点を設けるとともに、当事者交流支援及び生活相談支援等を行う。	26,425	24,279	子ども家庭課
④居住する場の確保							
県営住宅の優先入居等	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護等が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法第10条第1項に基づき裁判所が行った保護命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者について、県営住宅への優先入居及び目的外使用許可を実施。 【令和6年度実績】 ・優先入居:0件(申込倍率が低く、優先枠を利用した入居実績はない) ・目的外使用許可:1件(新規:1件、継続:0件)		継続	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護等が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法第10条第1項に基づき裁判所が行った保護命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者について、県営住宅への優先入居及び目的外使用許可を実施する。	—	—	住宅課
民間賃貸住宅への入居支援(新たな住宅セーフティネット制度)	DV被害者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を登録し、情報提供を行うことで、DV被害者等の住宅を確保。県内で活動する居住支援法人の指定を進め、民間賃貸住宅に入居を希望するDV被害者等の入居・生活を支援。		継続	DV被害者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録制度や、入居後の見守り・福祉サービスへのつなぎなどのサポートを提供する「居住サポート住宅」の認定期度の周知を図り、登録や認定の件数を増やすことで、DV被害者等の住宅の確保に取り組む。県内で活動する居住支援法人の指定を進め、民間賃貸住宅に入居を希望するDV被害者等への入居支援・生活支援の充実に努める。	—	—	住宅課
⑤就労のための支援							
生活困窮者自立相談支援窓口等との連携	生活困窮者自立相談支援窓口、公共職業安定所及び職業訓練施設と連携し、支援対象者の就労支援等を実施。		継続	生活困窮者自立相談支援窓口、公共職業安定所及び職業訓練施設と連携し、支援対象者の就労支援等を行う。	—	—	女性相談支援センター
⑥ひとり親家庭への支援							
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭及び寡婦の自立促進のため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業相談、就業支援講習会の実施、就職情報の提供等、一貫した就業支援サービス等を実施。		継続	ひとり親家庭及び寡婦の自立促進のため、ひとり親家庭等就業・自立支援センターを設置し、就業相談、就業支援講習会の実施、就職情報の提供等、一貫した就業支援サービス等を行う。	28,005	30,303	子ども家庭課
母子自立支援員	県事務所等に専門職員を配置し、母子家庭等の生活一般の相談に対応。 母子自立支援員(ひとり親自立支援員):計9名		継続	母子家庭等の生活一般の相談に対応するため、県事務所等に専門職員を配置。 母子自立支援員(ひとり親自立支援員):計9名	28,360	31,667	子ども家庭課
児童扶養手当制度	離婚等によりひとり親家庭となった父母などの養育者に対し手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を通じて児童の健全育成を支援。		継続	離婚等によりひとり親家庭となった父母などの養育者に対し手当を支給し、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を通じて児童の健全育成を図る。	874,437	903,491	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、生活の安定と向上のため、各種福祉資金の貸付を実施。		継続	母子家庭、父子家庭及び寡婦に対し、生活の安定と向上のため、各種福祉資金を貸し付ける。	200,000	185,000	子ども家庭課

母子家庭等自立支援給付金事業	母子家庭の母等の職業能力向上のため、高等職業訓練促進給付金の支給等、各種支援を実施。	継続	母子家庭の母等の職業能力向上のため教育訓練講座の受講料の一部給付、高等職業訓練促進給付金の支給等、各種支援を実施する。	32,659	25,646	子ども家庭課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に入学準備金・就職準備金・住宅支援資金の貸付を行っている(社福)岐阜県社会福祉協議会を補助。	継続	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に入学準備金・就職準備金・住宅支援資金の貸付を行っている(社福)岐阜県社会福祉協議会に対し、補助を行う。	31,632	33,935	子ども家庭課
福祉医療費助成事業補助金(父母子家庭等医療費助成)	母子家庭の母と当該児、父子家庭の父と当該児及び父母のいない児童(児童が18歳年度末に達するまで)の医療費について、市町村が助成する場合における経費の1/2を補助。	継続	母子家庭の母と当該児、父子家庭の父と当該児及び父母のいない児童(児童が18歳年度末に達するまで)の医療費について、市町村が助成する場合における経費の1/2を補助する。	586,990	567,487	国民健康保険課

⑦施設機能の充実と整備

家庭における暴力防止等協議会の開催【再掲】	家庭における暴力の未然防止及び被害者保護のための体制の整備等について関係機関による協議を実施。 ・家庭における暴力防止等協議会 令和7年3月18日(要保護児童専門部会、配偶者暴力等防止専門部会)	継続	家庭における暴力の未然防止及び被害者保護のための体制の整備等について関係機関による協議を行う。	931	965	男女共同参画推進課
配偶者暴力等防止地域協議会の開催【再掲】	各県事務所、岐阜地域福祉事務所が中心となり、市町村を含む関係機関との連携を図るため、県内各圏域において配偶者暴力等防止地域協議会を開催。 (開催期日) ・岐阜圏域 令和6年9月5日 ・西濃圏域 開催なし ・中濃圏域 令和6年10月30日 ・東濃圏域 令和6年6月4日 ・飛騨圏域 令和6年6月10日	継続	各県事務所、岐阜地域福祉事務所が中心となり、市町村を含む関係機関との連携を図るため、県内5圏域において配偶者暴力等防止地域協議会を開催する。	—	—	男女共同参画推進課 岐阜地域福祉事務所 県事務所
女性自立支援施設退所者自立生活援助事業【再掲】	女性自立支援施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送れるようにするために、自立生活のための相談、指導等の援助を実施。 ・令和6年度援助実施対象:6人	継続	女性自立支援施設を退所した者が、地域社会で安定した自立生活が継続して送れるようにするために、自立生活のための相談、指導等の援助を実施する。	929	976	男女共同参画推進課

施策の方向:(2)子どもの安全・安心を確保する支援

主な取組	事業名	令和6年度実施実績	今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定		担当課
				当初予算額 (千円)	R6	
①子どもの心のケア						
女性相談支援センターと子ども相談センターとの連携強化	DV及び児童虐待は相互に密接な関係性を持つことから、保護した児童において相互の連携体制を強化。	継続	DV及び児童虐待は相互に密接な関係性を持つことから、保護した児童において相互の連携体制を強化する。	—	—	男女共同参画推進課
②子どもの就学等への支援						
就学支援と安全の確保	区域外就学について弾力的に受け入れを行い、被害者からの申し出があった場合には、加害者などの問い合わせに応じないなどの安全対策を講じるよう市町村教育委員会への働きかけを実施。	継続	区域外就学について弾力的に受け入れを行い、被害者からの申し出があった場合には、加害者などの問い合わせに応じないなどの安全対策を講じるよう市町村教育委員会への働きかけを行う。	—	—	義務教育課
③子どもの安全を確保する支援体制の整備						
学校や保育所等での対応マニュアルの作成	子どもへの保護命令が発令されている場合やDV被害者であることの申し出があった場合に、学校や保育所等で適切な対応が行われるよう、マニュアル化したものを作成・配布。	継続	子どもへの保護命令が発令されている場合やDV被害者であることの申し出があった場合に、学校や保育所等で適切な対応が行われるよう、マニュアル化したものを配布する。	—	—	女性相談支援センター

施策の柱V:関係機関と連携した支援体制づくり

施策の方向:(1)関係機関相互の連携促進

主な取組	事業名	令和6年度実施実績	今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定	当初予算額 (千円)		担当課
					R6	R7	
①県内ネットワークの強化							
家庭における暴力防止等協議会の開催【再掲】	家庭における暴力の未然防止及び被害者保護のための体制の整備等について関係機関による協議を実施。 ・家庭における暴力防止等協議会 令和7年3月18日(要保護児童専門部会、配偶者暴力等防止専門部会)		継続	家庭における暴力の未然防止及び被害者保護のための体制の整備等について関係機関による協議を行う。	931	965	男女共同参画推進課
配偶者暴力等防止地域協議会の開催【再掲】	各県事務所、岐阜地域福祉事務所が中心となり、市町村を含む関係機関との連携を図るため、県内各圏域において配偶者暴力等防止地域協議会を開催。 (開催期日) ・岐阜圏域 令和6年9月5日 ・西濃圏域 開催なし ・中濃圏域 令和6年10月30日 ・東濃圏域 令和6年6月4日 ・飛騨圏域 令和6年6月10日		継続	各県事務所、岐阜地域福祉事務所が中心となり、市町村を含む関係機関との連携を図るために、県内5圏域において配偶者暴力等防止地域協議会を開催する。	—	—	男女共同参画推進課 岐阜地域福祉事務所 県事務所
②民間団体の活動支援及び連携							
DV被害者支援者の資質向上事業【再掲】	DV被害者支援者の資質向上を目的に、DV被害者支援に関する研修を実施する支援団体を支援。また、他団体が開催する研修等へ参加する場合に要する経費を助成。 ・補助率:1/2以内 ・令和6年度交付実績:1団体		継続	DV被害者等の保護・支援体制の充実及びDV被害者等の早期自立を図るため、民間の支援団体が行う事業に要する経費を助成する補助金の一部として、DV被害者支援にかかる新たな取組実施に向けた研修及び新たな取組実施に向けた外部研修参加にかかる経費を助成する。 ・補助率:1/2以内	270	1,778 (他補助金と統合)	男女共同参画推進課
民間シェルターの確保【再掲】	民間支援団体が行うシェルターの確保や運営、自立支援事業(電話相談、同行支援等)、サポートグループの運営に要する経費を補助。 ・補助率:3/4以内、補助上限額:587千円又は921千円 ・令和6年度交付実績:2団体		継続	DV被害者等の保護・支援体制の充実及びDV被害者等の早期自立を図るため、民間の支援団体が行う事業に要する経費を助成する補助金の一部として、民間支援団体が行うシェルターの確保や運営、自立支援事業(電話相談、同行支援等)、サポートグループの運営に要する経費について補助する。 ・補助率:3/4以内又は1/2以内、補助上限額:587千円又は921千円	1,508	1,778 (他補助金と統合)	男女共同参画推進課
ぎふNPO・生涯学習プラザ事業運営	NPO活動の支援拠点「ぎふNPO・生涯学習プラザ」を設置し、NPO活動に関する各種相談の実施や情報の提供等を実施。 ぎふNPO・生涯学習プラザ来訪者数 8,457人 うち会議室利用・相談件数 2,403人		継続	NPO活動の支援拠点「ぎふNPO・生涯学習プラザ」を設置し、NPO活動に関する各種相談の実施や情報の提供等を行う。	12,282	12,282	県民生活課

施策の方向:(2)市町村における支援の充実

主な取組	事業名	令和6年度実施実績	今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定	当初予算額 (千円)		担当課
					R6	R7	
①市町村「困難女性支援計画」等策定の促進							
市町村「困難女性支援計画」等の策定	全市町村においてDV防止基本計画及び困難な女性支援計画が策定されるよう、働きかけを実施。 令和6年度末時点:41市町村で策定済み		継続	全市町村においてDV防止基本計画及び困難な女性支援計画が策定されるよう、働きかけを行う。	—	—	男女共同参画推進課 (市町村)
②市町村「DV防止協議会」及び「支援調整会議」設置の促進							
市町村「DV防止協議会」及び「支援調整会議」の設置	市町村単位で関係機関と連携が図られるよう、全市町村におけるDV防止協議会及び支援調整会議の設置について働きかけを実施。 令和6年度:31市町で設置		継続	市町村単位で関係機関と連携が図られるよう、全市町村におけるDV防止協議会及び支援調整会議の設置について働きかけを行う。	—	—	男女共同参画推進課 (市町村)
③市町村「配偶者暴力相談支援センター」設置の促進							
市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置【再掲】	市町村において配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかけていくとともに、ノウハウを提供するなど設置に向けた支援を実施。		継続	市町村において配偶者暴力相談支援センターが設置されるよう働きかけていくとともに、ノウハウを提供するなど設置に向けた支援を行っていく。	—	—	男女共同参画推進課
④県における相談体制の強化(再掲)							
女性相談支援センターにおける相談体制の強化【再掲】	女性相談支援員の資質向上のための研修制度等を充実させるとともに、職員及び女性相談支援員を必要に応じて増員。 また、各圏域の配偶者暴力相談支援センターへの助言を行う人員を配置。		継続	女性相談支援員の資質向上のための研修制度等を充実させるとともに、職員及び女性相談支援員を必要に応じて増員する。 また、各圏域の配偶者暴力相談支援センターへの助言を行う人員を配置する。	—	22,463	女性相談支援センター
医療的支援や法的支援への対応【再掲】	専門性が要求される相談については、医療機関への受診を促したり弁護士などの専門家による相談対応を実施。		継続	専門性が要求される相談については、医療機関への受診を促したり弁護士などの専門家による相談対応を実施する。	—	—	女性相談支援センター

⑤関係機関担当者の資質向上(再掲)

女性相談支援員等の専門研修会の実施【再掲】	<p>○女性支援担当者研修(令和6年5月22日) 県・市町村の福祉担当職員に対する女性自立支援業務、DV支援制度、保護命令制度に関する担当者研修会を実施。</p> <p>○DV被害者等女性支援担当者研修会(令和6年6月19日) 県・市町村福祉課担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体に対し、DV被害者等女性支援に関する研修会を実施。</p> <p>○DV被害者等女性支援担当者専門研修会(令和6年12月3日) 県・市町村の福祉担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体等に対し、DV被害者等女性支援に関する専門研修会を実施。</p> <p>○スーパービジョン研修(令和6年7月23日、10月18日) 配偶者暴力相談支援センター及び市の職員向けに、スーパービジョンや事例検討などの研修会を実施。</p>	継続	<p>○女性支援担当者研修 県・市町村の福祉担当職員に対する女性自立支援業務、DV支援制度、保護命令制度に関する担当者研修会を実施する。</p> <p>○DV被害者等女性支援担当者研修会 県・市町村福祉課担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体に対し、DV被害者等女性支援に関する研修会を実施する。</p> <p>○DV被害者等女性支援担当者専門研修会 県・市町村の福祉担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体等に対し、DV被害者等女性支援に関する専門研修会を実施する。</p> <p>○スーパービジョン研修 配偶者暴力相談支援センター及び市の職員向けに、スーパービジョンや事例検討などの研修会を実施する。</p>	2,516 (内数)	2,805 (内数)	女性相談支援センター
-----------------------	--	----	---	---------------	---------------	------------

⑥二次被害防止のための研修の実施(再掲)

DV被害者支援者の資質向上事業【再掲】	<p>DV被害者支援者の資質向上を目的に、DV被害者支援に関する研修を実施する支援団体を支援。また、他団体が開催する研修等へ参加する場合に要する経費を助成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 1/2以内 ・令和6年度交付実績: 1団体 	継続	<p>DV被害者等の保護・支援体制の充実及びDV被害者等の早期自立を図るため、民間の支援団体が行う事業に要する経費を助成する補助金の一部として、DV被害者支援にかかる新たな取組実施に向けた研修及び新たな取組実施に向けた外部研修参加にかかる経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助率: 1/2以内 	270	1,778 (他補助金と統合)	男女共同参画推進課
---------------------	---	----	---	-----	--------------------	-----------

⑦市町村「相談支援員」への研修実施

女性相談支援員等の専門研修会の実施【再掲】	<p>○女性支援担当者研修(令和6年5月22日) 県・市町村の福祉担当職員に対する女性自立支援業務、DV支援制度、保護命令制度に関する担当者研修会を実施。</p> <p>○DV被害者等女性支援担当者研修会(令和6年6月19日) 県・市町村福祉課担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体に対し、DV被害者等女性支援に関する研修会を実施。</p> <p>○DV被害者等女性支援担当者専門研修会(令和6年12月3日) 県・市町村の福祉担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体等に対し、DV被害者等女性支援に関する専門研修会を実施。</p> <p>○スーパービジョン研修(令和6年7月23日、10月18日) 配偶者暴力相談支援センター及び市の職員向けに、スーパービジョンや事例検討などの研修会を実施。</p>	継続	<p>○女性支援担当者研修 県・市町村の福祉担当職員に対する女性自立支援業務、DV支援制度、保護命令制度に関する担当者研修会を実施する。</p> <p>○DV被害者等女性支援担当者研修会 県・市町村福祉課担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体に対し、DV被害者等女性支援に関する研修会を実施する。</p> <p>○DV被害者等女性支援担当者専門研修会 県・市町村の福祉担当職員や、委託一時保護施設職員、民間団体等に対し、DV被害者等女性支援に関する専門研修会を実施する。</p> <p>○スーパービジョン研修 配偶者暴力相談支援センター及び市の職員向けに、スーパービジョンや事例検討などの研修会を実施する。</p>	2,516 (内数)	2,805 (内数)	女性相談支援センター
-----------------------	--	----	---	---------------	---------------	------------

施策の方向:(3)良質な支援につなげるための苦情処理体制整備

主な取組	事業名	令和6年度実施実績	今後の方針 (新規・継続)	令和7年度実施予定	当初予算額 (千円)		担当課
					R6	R7	

①苦情処理体制づくり

男女共同参画に関する苦情処理制度の運用	性別による差別的取扱い、セクハラやDVにより人権を侵害された場合やその他の男女共同参画を進めるための県の施策に対する苦情、意見及び相談事案を受付。申出のあつた苦情、ご意見、ご相談の処理にあたっては、関係機関との連携・協議の上で進め、その結果を申出者に回答。	継続	性別による差別的取扱い、セクハラやDVにより人権を侵害された場合やその他の男女共同参画を進めるための県の施策に対する苦情、意見及び相談事案を受付。申出のあつた苦情、ご意見、ご相談の処理にあたっては、関係機関との連携・協議の上で進め、その結果を申出者に回答する。	-	-	男女共同参画推進課
---------------------	--	----	--	---	---	-----------